

委託 ~~設計書~~
仕様書

令和 7 年度

件名 自動車騒音常時監視業務委託
委託場所 川越市全域
設計額 円
積算原価 円

委託の大要

自動車騒音の状況を把握するため面的評価を実施する。

委託の理由

騒音規制法第18条第1項に基づき自動車騒音の状況を継続的に把握するため。

委託内訳書					
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
自動車騒音常時監視業務委託					
1. 人件費					
(1) 基礎調査、打合せ					
技師 (B)		人工			
技師 (C)		人工			
技術員		人工			
(2) 沿道状況の把握					
技師 (C)		人工			
技術員		人工			
(3) 騒音発生強度の把握					
技師 (C)		人工			
技術員		人工			
作業員		人工			
(4) 騒音暴露状況の把握					
技師 (C)		人工			
技術員		人工			
作業員		人工			
(5) 成果品作成					
技師 (B)		人工			
技師 (C)		人工			
技術員		人工			
2. 印刷製本	1	式			
3. 機器損料					
騒音計		台			
4. 車両費及び機材運搬費	1	式			
5. 電子地図	1	式			
6. 消耗品費	1	式			
7. 諸経費	1	式			
合計					
消費税	10%				
総合計					

自動車騒音常時監視業務委託仕様書

I 総則

1. 目的

本業務は、川越市内における自動車騒音の状況について、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、環境省が配布する面的評価支援システムを使用して常時監視を実施するものである。

2. 場所

別紙1と別紙2のとおり。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで。

4. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)
- (2) 騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)
- (3) 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)
- (4) 「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成23年9月14日付け環水大自発第110914001号環境省水・大気環境局長通知)
- (5) 自動車騒音常時監視マニュアル(平成27年10月環境省水・大気環境局自動車環境対策課)(以下「常監マニュアル」という。)
- (6) 自動車騒音常時監視結果報告要領(以下「報告要領」という。)
- (7) 面的評価支援システム操作マニュアル(以下「操作マニュアル」という。)
- (8) その他関係法令等

5. 貸与資料等

本業務の遂行に当たり、発注者は受注者に以下の資料を貸与するものとする。

- (1) 都市計画用途地域図
- (2) 環境基準類型指定地域図
- (3) 過去の自動車騒音常時監視業務成果
- (4) その他業務遂行上必要と認められる資料

※面的評価支援システム、GISエンジン(最新版)および電子地図(2022年以降発行(株)ゼンリン Zmap-TOWN II)は、受注者にて別途準備するものとする。

6. 実施計画書の提出について

受注者は契約締結後発注者へ速やかに提出する。記載内容に変更があったときも同様とする。

7. 資格要件等

計量法第107条の規定により、音圧レベルの事業の区分について、計量証明の事業を行う事業所を管轄する都道府県知事の登録を受けていること。

II 業務内容

1. 基礎調査

監視の対象となる全ての道路（別紙1）に面する地域について、常監マニュアル第3章3.3に基づき、文献調査及び現地踏査により、

- ① 土地利用状況
- ② 道路交通情勢
- ③ 道路の構造等

の把握を行い、前回調査結果から状況変化が確認された場合は実施計画（別紙1）を精査し、評価区間の加除・分割・統合等の所要の見直しを行う。

2. 面的評価

監視対象道路（別紙1）の評価区間のうち、令和7年度に評価を行う区間（以下「R7評価対象区間」という。別紙2）について、以下の調査を実施する。

ただし、「1. 基礎調査」の結果、実施計画を見直し、評価区間に変更が生じた場合等は、速やかに発注者と協議すること。

（1）沿道状況の把握

① 住居等の属性

常監マニュアル第3章3.4（1）に基づき、R7評価対象区間内に存在する住居等の属性（建物の位置、戸数、環境基準の種類）を把握する。

具体的には、面的評価に使用する電子地図と比較して現況が著しく異なっていないかを確認し、状況が異なっている場合は、周辺の地形、建物用途、建物形状、建物周辺の障害物の存在状況を把握・整理する。詳細は、発注者と協議の上決定する。

また、環境基準の種類は、都市計画用途地域図及び環境基準類型指定地域図により把握する。

② 残留騒音

R7評価対象区間について、常監マニュアル第3章3.4（1）に基づき、残留騒音を把握する。

なお、残留騒音を実測により把握するための測定は、3.のとおりとする。

（2）騒音発生強度の把握

R7評価対象区間について、常監マニュアル第3章3.4（2）に基づき、騒音発生強度を把握する。騒音発生強度の把握は、現地における測定によることとする。

なお、騒音発生強度を実測により把握するための測定は、3.のとおりとする。

（3）騒音暴露状況の把握

① R7評価対象区間の騒音暴露状況の把握

R7評価対象区間内の全ての住居等について、常監マニュアル第3章3.4（3）に基づき、騒音暴露状況を把握する。

なお、面的評価支援システムでの作業に当たっては、使用するバージョンに対応した操作マニ

マニュアルに基づき適切に行うこと。

② 過年度評価結果の活用

R 7 評価対象区間以外の区間で、かつ過年度に評価を実施済みの評価区間（以下「過年度評価済み区間」という。）において、「1. 基礎調査」の結果、状況変化が認められた区間については、過年度評価結果の妥当性が失われている可能性があることから、発注者と協議の上、必要に応じて報告から除外する。

また同様に、状況の変化が認められない区間については、操作マニュアル（別冊）「過年度データの活用方法」を参照して上記①とあわせて報告すること。なお、過年度評価済み区間とR 7 評価対象区間が交差する場合には、交差する街区について改めて推計を行い、過年度評価済み区間の「評価の実施年度」を令和7年度に変更して報告すること。

なお、詳細は発注者と協議の上で決定する。

3. 測定

R 7 評価対象区間のうち、2.（1）②および2.（2）で実測により把握するための測定は、常監マニュアル第3章3. 4（2）及び第3章3. 4（1）に基づき騒音測定を行う。

なお、天候の急変や、道路工事・工場等の高騒音作業により測定が困難と判断された場合などは、測定を中止し、発注者と協議の上で再測定を行うこと。

（1）事前準備

測定箇所については、現地踏査結果を踏まえ、発注者と協議の上で選定する。なお、測定箇所は、概況が判別できるよう、周辺の写真撮影を行い、台帳を整理する。

また、測定日や安全対策その他の詳細については、事前に騒音測定計画書を作成し、発注者と協議する。

（2）騒音発生強度の測定

騒音発生強度を把握するため、当該道路の交通騒音を把握できる位置に騒音計を設置して、24観測時間（各観測時間の10分以上）測定する。

測定する項目は以下のとおりとする。

- ・昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 16h}$)
- ・夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 8h}$)
- ・時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- ・最大値 (L_{Amax})

なお、面的評価支援システムに入力できるよう、測定箇所の道路横断情報を現地調査等により把握し、台帳に整理すること。

（3）残留騒音の測定

残留騒音を把握するため、監視対象道路の背後地（道路騒音の影響を受けにくい地点）に騒音計を設置して、昼間・夜間の基準時間帯のうち各2観測時間（各観測時間の10分以上）測定する。

測定する項目は以下のとおりとする。

- ・昼間等価騒音レベル (L_{Aeq})

- ・夜間等価騒音レベル (L_{Aeq})
- ・時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- ・最大値 (L_{Amax})

(4) 車種別交通量および車速の測定

常監マニュアル第3章3.4(2)に基づき、上下別・車種別交通量(大型車、小型車、二輪車)、上下別・車種別平均走行速度(大型車、小型車)を測定する。

測定時間は、昼の基準時間帯で2観測時間とする。また、夜間の基準時間帯において環境基準を大幅に超過すると思われるような地点については、夜の基準時間帯について2観測時間観測する。

4. 環境省報告様式作成

報告要領に従い、環境省報告用資料を作成する。

(1) 常時監視報告様式及びGISフォーマットの作成

常時監視報告様式(Excel)、位置図、詳細図(平面図・横断図)、及びGISフォーマットのとりまとめを行う。

(2) 実施計画の精査

次年度以降の常時監視の頻度(ローテーション)等を検討し、市と協議して実施計画(別紙1)の見直しを行う。

(3) 面的評価支援システムの最新バージョンによる再評価

面的評価支援システムの最新バージョンを用いて、過年度までの全区間を再評価し、報告すること。

5. 報告書作成

以上について、報告書にとりまとめる。

6. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

名称	媒体	部数	備考
(1) 業務報告書	A 4 紙	2	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省報告様式(様式1-1~様式3-2) ・位置図 ・詳細図 ・写真
	CD-ROM	2	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音及び交通量測定結果 ・GISデータ ・実施計画(案)
(2) システムデータ			<ul style="list-style-type: none"> ・MENTEKI_DATA 内全データ

7. 支払方法

支払方法については、完了払いとする。

8. その他

- (1) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (2) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (3) 仕様書に定めのない事項、業務中に生じた疑義については双方協議の上、別途定める。

別紙1 川越市 自動車騒音常時監視実施計画(令和3年度交通センサス)

番号	道路種別	都道府県コード+市区町村コード	調査単位区間番号(R3センサス)	調査単位区間番号(H27センサス)	路線名	始点 接続道路等	終点 接続道路等	区間延長(km)		令和7年度 (km)	令和8年度 (km)	令和9年度 (km)	令和10年度 (km)	令和11年度 (km)	
								評価区間	路線						
1	1	11201	330	320	関越自動車道	ふじみ野市・川越市 境	一般国道16号	4.6	10.2				4.6		
2	1	11201	340	330	関越自動車道	一般国道16号	川越市・鶴ヶ島市 境	5.6						5.6	
3	3	11201	11060	11060	一般国道16号	狭山市・川越市 境	川越北環状線	4.1	12.6				4.1		
4	3	11201	11070	11070	一般国道16号	川越北環状線	川越新座線	3.6						3.6	
5	3	11201	11080	11080	一般国道16号	川越新座線	川越市・西区 境	4.9	11.0				4.9		
6	3	11201	17050	17050	一般国道254号バイパス	ふじみ野市・川越市 境	今福木野目線	2.6						2.6	
7	3	11201	17060	17060	一般国道254号バイパス	今福木野目線	一般国道16号	2.5	3.7					2.5	
8	3	11201	17070	17070	一般国道254号バイパス	一般国道16号	川越北環状線	4.9						4.9	
9	3	11201	17080	17080	一般国道254号バイパス	川越北環状線	川越市・川島町 境	1.0	2.2			0.8			
10	3	11201	17230	17260	一般国道254号	ふじみ野市・川越市 境	一般国道16号	3.7					3.7		
11	3	11201	24030	24030	一般国道468号(圏央道)	日高市・川越市 境	川越市・鶴ヶ島市 境	0.8	0.2						
12	3	11201	24050	24050	一般国道468号(圏央道)	鶴ヶ島市・川越市 境	川越市・坂戸市 境	1.4				1.4			
13	4	11201	40250	40330	さいたまふじみ野所沢線	西区・川越市 境	川越市・西区 境	0.2	6.1			0.2			
14	4	11201	40260	40280	川越所沢線	一般国道16号	川越市・狭山市 境	6.1						6.1	
15	4	11201	40300	40310	川越入間線	一般国道254号	川越市・狭山市 境	3.8	3.7					3.8	
16	4	11201	40450	40450	川越栗橋線	川越坂戸毛呂山線	一般国道254号	1.3						1.3	
17	4	11201	40460	40460	川越栗橋線	一般国道254号	川越市・川島町 境	2.4	10.3					2.4	
18	4	11201	40550	40560	川越日高線	一般国道16号	川越坂戸毛呂山線	1.6			1.6				
19	4	11201	40560	40570	川越日高線	川越坂戸毛呂山線	川越越生線	4.6	8.2	4.6					
20	4	11201	40570	40580	川越日高線	川越越生線	川越市・日高市 境	4.1			4.1				
21	4	11201	41390	41310	川越坂戸毛呂山線	一般国道16号	川越日高線	2.0	6.2	2.0					
22	4	11201	41400	41320	川越坂戸毛呂山線	川越日高線	鯨井狭山線	4.5			4.5				
23	4	11201	41410	41325	川越坂戸毛呂山線	鯨井狭山線	川越市・鶴ヶ島市 境	1.7	6.2	1.7					
24	4	11201	41810	41730	川越上尾線	川越日高線	平沼中老袋線	6.2			6.2				
25	4	11201	42000	41910	さいたまふじみ野所沢線	富士見市・川越市 境	川越市・ふじみ野市 境	2.1	5.4	2.1			2.1		
26	6	11201	60280	60270	川越新座線	一般国道16号	川越市・富士見市 境	5.4				5.4			
27	6	11201	60310	60300	川越越生線	一般国道16号	鯨井狭山線	2.6	8.0			2.6			
28	6	11201	60320	60310	川越越生線	鯨井狭山線	川越市・鶴ヶ島市 境	5.4				5.4			
29	6	11201	60980	60930	川越北環状線	一般国道254号	-	4.1	5.5		4.1				
30	6	11201	60990	60940	川越北環状線	川越日高線	一般国道16号	1.4				1.4			
31	6	11201	61070	61020	狭山ふじみ野線	川越所沢線	川越市・ふじみ野市 境	1.0	0.2	1.0		1.0			
32	6	11201	61320	61240	南古谷停車場線	駅前	川越新座線	0.2				0.2			
33	6	11201	61970	61830	本川越停車場線	駅前	川越日高線	0.3	0.5	0.3					
34	6	11201	62110	61980	川越市停車場線	駅前	川越日高線	0.5				0.5			
35	6	11201	62230	62090	片柳川越線	坂戸市・川越市 境	川越坂戸毛呂山線	4.2	2.4			4.2			
36	6	11201	62300	62140	鯨井狭山線	川越坂戸毛呂山線	川越越生線	0.5				0.5			
37	6	11201	62310	62150	鯨井狭山線	川越越生線	川越市・狭山市 境	1.9	1.1			1.9			
38	6	11201	62320	52160	笠幡狭山線	川越日高線	川越市・日高市 境	1.1				1.1			
39	6	11201	63400	63180	並木川崎線	川越新座線	川越市・ふじみ野市 境	1.1	3.0			1.1			
40	6	11201	63410	63190	今福木野目線	一般国道254号	並木川崎線	3.0				3.0			
合 計								距離(km)	113.0	113.0	25.0	19.1	15.5	28.8	24.6
								区間数	40	25	8	8	8	8	8

別紙2 R7 評価対象

一連番号	路線名	調査単位 区間番号 (R3センサス)	始点	終点	評価区間 (km)
1	川越日高線	40550	一般国道16号	川越坂戸毛呂山線	1.6
2	川越日高線	40560	川越坂戸毛呂山線	川越越生線	4.6
3	川越日高線	40570	川越越生線	川越市・日高市境	4.1
4	川越坂戸毛呂山線	41390	一般国道16号	川越日高線	2.0
5	川越坂戸毛呂山線	41400	川越日高線	鯨井狭山線	4.5
6	川越坂戸毛呂山線	41410	鯨井狭山線	川越市・鶴ヶ島市境	1.7
7	川越上尾線	41810	川越日高線	平沼中老袋線	6.2
8	本川越停車場線	61970	駅前	川越日高線	0.3